

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（土木工事編） 対照表

ページ	改定前（令和7年9月30日まで適用）	改定後（令和7年10月1日以降適用）												
④不稼働日数（P7）	週8休を確保することを前提として設定する。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するよう留意する。 「天候等による作業不能日」は、別表2のとおり①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出するものとする。 なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：<u>0.8</u>（4週8休）」を適用する。 別表2 降雨降雪、猛暑日日数 <table><tr><th>観測所・ 地点名称</th><th>①降雨降雪日数 〔日/年〕</th><th>②猛暑日日数 〔日/年〕</th></tr><tr><td>松江</td><td><u>35</u></td><td>6</td></tr></table> iii) その他の作業不能日 「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。 ア) 工事の性格の考慮 工事を行うにあたっては、工事特有の条件があり、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業不能となる日を考慮した工期設定を行う必要がある場合もあるので、その日数を必要に応じて加算する。 イ) 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域において、何らかの理由（出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。 <地域の実情に応じた作業制限の例> ・河川の出水期における作業制限 - 7 -	観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕	松江	<u>35</u>	6	週8休を確保することを前提として設定する。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するよう留意する。 「天候等による作業不能日」は、別表2のとおり①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出するものとする。 なお、当初発注時における雨休率については、「雨休率（α）：<u>0.9</u>（4週8休）」を適用する。 別表2 降雨降雪、猛暑日日数 <table><tr><th>観測所・ 地点名称</th><th>①降雨降雪日数 〔日/年〕</th><th>②猛暑日日数 〔日/年〕</th></tr><tr><td>松江</td><td><u>38</u></td><td>6</td></tr></table> iii) その他の作業不能日 「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。 ア) 工事の性格の考慮 工事を行うにあたっては、工事特有の条件があり、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業不能となる日を考慮した工期設定を行う必要がある場合もあるので、その日数を必要に応じて加算する。 イ) 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域において、何らかの理由（出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。 <地域の実情に応じた作業制限の例> ・河川の出水期における作業制限 - 7 -	観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕	松江	<u>38</u>	6
観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕												
松江	<u>35</u>	6												
観測所・ 地点名称	①降雨降雪日数 〔日/年〕	②猛暑日日数 〔日/年〕												
松江	<u>38</u>	6												

改定→

土木工事における適正な工期設定のガイドライン（土木工事編） 対照表

ページ	改定前（令和7年9月30日まで適用）	改定後（令和7年10月1日以降適用）
⑦工期設定日数の確認 (P13)	※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。 【施工条件書の記載例】 特記仕様書の作成例（積み上げ方式） 工期に関する特記仕様書（土木（港湾・空港除く）） 1. 当初工期の日数算出方法 積み上げ方式による工期設定 簡便式による工期設定の場合は、別シート 上記が「その他」の場合の具体的な設定方法 2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無 制限ありとする例 例1：当該箇所は、*年*月*日に供用予定 例2：当該箇所は、*年*月中旬ごろから耕作に使用予定 上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由 3. 当初工期に見込んでいる各種日数 i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。 総工期 ①準備期間 〇日間 ②後片付け期間 〇日間 ③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 0.8 ④雨休率以外の作業不能期間 〇日間 ⑤施工パーティ（班）数 〇班 ⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等） 〇日間 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：35日/年 ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日/年 （小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） 過去5か年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 あれば具体的に記載すること。 関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。 原則1班とするが、工事全体の施工の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。 あれば具体的に記載すること。 ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 4. 当初工期の確認 受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。 なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。 5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法 島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。 なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。 また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。 6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について 当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。	※最新の特記仕様書を確認の上、使用すること。 【施工条件書の記載例】 特記仕様書の作成例（積み上げ方式） 工期に関する特記仕様書（土木（港湾・空港除く）） 1. 当初工期の日数算出方法 積み上げ方式による工期設定 簡便式による工期設定の場合は、別シート 上記が「その他」の場合の具体的な設定方法 2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無 制限ありとする例 例1：当該箇所は、*年*月*日に供用予定 例2：当該箇所は、*年*月中旬ごろから耕作に使用予定 上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由 3. 当初工期に見込んでいる各種日数 i) 工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.9）を見込み、設定している。 なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。 総工期 ①準備期間 〇日間 ②後片付け期間 〇日間 ③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 0.9 ④雨休率以外の作業不能期間 〇日間 ⑤施工パーティ（班）数 〇班 ⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等） 〇日間 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：38日/年 ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日/年 （小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） 過去5か年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出 あれば具体的に記載すること。 関係機関協議や地元調整等に要する期間を記載する。 原則1班とするが、工事全体の施工の効率性や完成時期なども考慮の上、パーティ数を変更することもできる。 あれば具体的に記載すること。 ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 4. 当初工期の確認 受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。 なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。 5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法 島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。 なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。 また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。 6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について 当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。